

【令和 3 年 2 月時点】

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25

福島県環境基本計画
(第 5 次)

素案

福 島 県

【目次】

1		
3	第1章 福島県環境基本計画とは	
4	第1節 計画策定の趣旨	2
5	第2節 計画の位置づけ	4
6	第3節 計画の期間	4
7		
9	第2章 基本目標と基本姿勢	
10	第1節 計画の基本目標と将来像	6
11	第2節 施策展開にあたっての基本姿勢	7
12		
13	第3章 本県の特性	
14		
15	第1節 県土の特性	9
16	第2節 社会的特性	9
17		
18	第4章 施策の体系と展開	
19		
20	第1節 施策体系	12
21	第2節 施策の展開	
22	Ⅰ 環境回復の推進	
23	1 放射性物質による環境汚染からの回復	14
24	2 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保	19
25	Ⅱ 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現	
26	1 地球温暖化対策の推進	21
27	2 循環型社会の形成	29
28	3 自然共生社会の形成	37
29	4 良好な生活環境の確保	45
30	5 あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進	50
31	第3節 環境指標	○
32		
33	第5章 各主体の役割	
34		
35	第1節 行政の役割	54
36	第2節 事業者期待される役割	54
37	第3節 県民に期待される役割	55
38	第4節 福島を想う全ての人々に期待される役割	55
39		
40	第6章	
41		
42	計画の推進と進行管理	
43	第1節 計画の推進と普及	57
44	第2節 計画の進行管理	57
45		

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

第 1 章 福島県環境基本計画とは

第 1 節 計画策定の趣旨

第 2 節 計画の位置づけ

第 3 節 計画の期間

第1章 福島県環境基本計画とは

第1節 計画策定の趣旨

- 県では、平成8年3月に制定した「福島県環境基本条例」に基づき、平成9年3月に「福島県環境基本計画」を策定し、県民、事業者、市町村などの各主体の参加と連携により積極的に環境保全の取組を進めてきました。
- その後、環境を巡る社会情勢の変化などを踏まえ、平成14年3月に第2次計画、平成22年3月に第3次計画を策定しました。
- 平成25年3月には、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）に伴う深刻かつ多大な影響を踏まえ、新たな課題である東日本大震災等からの再生・復興に向けて「環境回復の推進」という視点を加えた第4次計画を策定しました。
- 環境を取り巻く国際的な潮流としては、平成27年に国連持続可能な開発サミットにおいて、様々な環境問題を背景に持続可能な開発目標（SDGs）※を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、平成28年には温室効果ガスの排出削減を目標にした「パリ協定」が発効するなど、持続可能な社会の実現に向けて大きく考え方を転換するパラダイムシフトが求められています。
- 国においても、国際的潮流に加えて我が国が抱える環境・経済・社会の課題が相互に関連・複雑化している現状を踏まえ、平成30年に第5次環境基本計画を策定し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化や、「地域循環共生圏」の創造、幅広い関係者とのパートナーシップの充実・強化等により、持続可能な循環共生型の社会を目指すこととしています。また、令和2年10月に国として2050年までに脱炭素社会を実現することを宣言するとともに、同年12月には実行計画を策定しました。
- 本県では、県づくりの指針や施策を示す最上位計画として、令和●年●月に「●●●●（令和4年～令和12年）」を策定し、「●●●●」を基本目標に掲げ、●●●●を示しました。
- また、近年、地球規模で気候変動の影響が顕在化し、大雨の頻度の増加による水害・土砂災害の激甚化などが懸念される中、本県においても令和元年東日本台風等により大きな被害が生じたところであり、地球温暖化対策の重要性がより高まっています。
- このような状況や本県の環境回復に向けた取組の進展等を踏まえ、本県の環境を持続可能なものとして次世代に引き継いでいくため、今回「第5次福島県環境基本計画」を策定しました。

1 ※SDGs（持続可能な開発目標）とは

2 SDGs（Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標）は、2015年の国連サ
 3 ミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す
 4 世界共通の目標です。

5 SDGsは社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールと169のタ
 6 ーゲットで構成されており、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くこ
 7 とを目標とされています。



【Goal 1】 貧困をなくそう
 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



【Goal 2】 飢餓をゼロに
 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、福祉を促進する



【Goal 3】 全ての人に健康と福祉を
 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



【Goal 4】 質の高い教育をみんなに
 すべての人に包括的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する



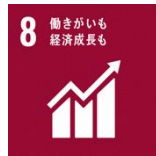
【Goal 5】 ジェンダー平等を実現しよう
 ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う



【Goal 6】 安全な水とトイレを世界中に
 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



【Goal 7】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



【Goal 8】 働きがいも経済成長も
 包括的かつ持続可能な経済成長およびすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



【Goal 9】 産業と技術革新の基盤をつくろう
 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



【Goal 10】 人や国の不平等をなくそう
 各国内および各国間の不平等を是正する



【Goal 11】 住み続けられるまちづくりを
 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する



【Goal 12】 つくる責任 つかう責任
 持続可能な生産消費形態を確保する



【Goal 13】 気候変動に具体的な対策を
 気候変動およびその影響を軽減するために緊急対策を講じる



【Goal 14】 海の豊かさを守ろう
 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



【Goal 15】 陸の豊かさを守ろう
 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復および生物多様性の損失を阻止する



【Goal 16】 平和と公正をすべての人に
 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



【Goal 17】 パートナリーシップで目標を達成しよう
 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化させる

第2節 計画の位置付け

- 「福島県環境基本計画」は、「福島県環境基本条例（平成8年3月）第10条の規定に基づき、本県の環境の保全・回復（※「福島県環境基本条例」においては、“保全”は“回復”の意味合いも含めて規定していますが、本計画においては、分かりやすくするため、“保全”と“回復”を使い分けて記載します。）に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画です。
- 県政運営の基本指針として策定された「福島県総合計画」（●●●●）の基本目標である「●●●●」を、環境の面から実現することを目指した計画です。また、本計画の推進に当たっては、東日本大震災からの復興に向けた対応を総合的に示す「福島県復興計画」と連携して取組を進めます。
- 地球温暖化や廃棄物、水環境などに関する環境分野の個別計画の策定を始め、県の各種計画の策定や施策の実施に際し、本県の環境保全・回復に関する基本的な方向を示すものとして位置づけられる計画です。
- 県の施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組も含めて、各主体の参加と連携・協働を図りながら、環境の保全・回復を一体となって進めるための計画です。

第3節 計画の期間

- 「福島県総合計画」と将来展望を共有しながら、令和4（2020）年度を初年度とし、令和12（2030）年度を目標年度とする9か年計画とします。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

第2章 基本目標と基本姿勢

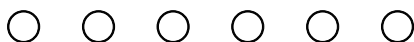
第1節 計画の基本目標と将来像

第2節 施策展開にあたっての基本姿勢

第2章 基本目標と基本姿勢

第1節 計画の基本目標と将来像

《基本目標》



《将来像》



基本姿勢Ⅰ

環境回復の推進

1. 放射性物質による
環境汚染からの回復
 - ・モニタリング
 - ・放射性物質対策
 - ・廃棄物処理
2. 原子力発電所及び
周辺地域の安全・安心の確保
 - ・事故収束に向けての
安全確保等

基本姿勢Ⅱ

美しい自然環境に包まれた 持続可能な社会の実現

1. 地球温暖化対策の推進
2. 循環型社会の形成
3. 自然共生社会の形成
4. 良好な生活環境の確保
5. あらゆる主体の参画による環境保
全・回復活動の推進

第2節 施策展開にあたっての基本姿勢

- 施策展開にあたっては、除染や汚染廃棄物の処理などの「環境回復の推進」に最優先で取り組むとともに、循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」に向けて更なる推進を図ります。
- これら、「環境回復の推進」及び「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二本の柱の相互連携による施策の相乗効果を図り、環境回復にとどまることなく、県民が将来にわたり安心して暮らせる美しく豊かな環境の創造に向け、国及び市町村と連携しながら県民、事業者など全ての主体の総力を結集し取り組んでいきます。

1 環境回復の推進

- 東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生に向け、環境回復の推進に最優先で取り組みます。

2 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

- 「環境保全優先」、「環境影響の未然防止」、「環境と経済、社会の好循環」の三つの原則に基づき、引き続き、循環型社会や自然共生社会の形成などの施策を進め、豊かな自然環境に恵まれた美しい姿を未来に継承していきます。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

第3章 本県の特徴

第1節 県土の特徴

第2節 社会的特徴

第3章 本県の特徴

第1節 県土の特徴

- 本県は、東北地方の最南部に位置し、13,783km²という全国第3位の広大な県土面積を有しています。
- 県土の71%を森林が占めています。また、阿武隈川、阿賀川を始めとする総延長4,864kmに及ぶ河川、猪苗代湖などの大小の湖沼、南北164kmに及ぶ海岸線、標高2,000m級の山岳、各地に点在する温泉地などを有し、磐梯朝日国立公園や尾瀬国立公園、日光国立公園に代表される豊かな自然と美しい景観に恵まれています。
- 県土は南北に走る阿武隈高地、奥羽山脈によって、浜通り、中通り、会津の3地方に分けられ、それぞれ気候、風土などを異にした地域特性を有しています。また、特定の都市に人口や機能が集中することなく、県内各地に都市が分散した特色ある多極分散型の県土構造となっています。
- 本県は、東京圏から概ね200km圏に位置し、北海道・東北地方と関東地方の結節点となっており、高速交通ネットワークとして新幹線や福島空港が整備されるとともに、高速道路の整備などにより日本海側とも結ばれています。

第2節 社会的特徴

1 人口

- 本県の人口は、平成10(1998)年1月の213万8千人をピークに減少傾向となり、平成24(2012)年4月現在では、197万9千人、平成28(2016)年4月現在では、190万2千人、令和2(2020)年12月では、182万人となっています。
- 東日本大震災の発生後、県内での人口の流動が大きくなっており、若い世代を中心とした県外への人口流出が続いています。また、原発事故の影響により、避難指示区域の住民を中心に、多くの方が県内外への避難を継続しています。その後、徐々に避難指示解除がなされてきているものの、人口は震災前の状態に戻っておらず、活力の低下が懸念されています。
- そのほか、人口減少の原因として、通学や就職による首都圏への人口流出、未婚化、晩婚化の進行、出生数の減少、死亡数の増加などが挙げられます。
- そうした中、本県への移住・定住世帯数は増加してきており、今回の新型コロナウイルス感染拡大を受け、リモートワークの促進など新しい生活様式が普及し、地方への移住の機運がさらに高まってきています。

2 土地利用

- 震災後の平成 30 年では、農用地が 10.2%、森林が 70.6%、道路が 3.9%、宅地が 3.7%となっています。
- 平成 21 年から平成 30 年までの 10 年間の推移を見ると、農用地は減少が続いており、一方で宅地や道路の増加傾向が続いています。また、森林はほぼ横ばいで推移しています。
- 東日本大震災は、県土に甚大な被害をもたらし、原発事故による放射性物質は住宅地や農地、森林などを汚染し県民の生活や生産活動・経済活動のための土地利用に大きな影響を与えています。避難指示区域は順次解除が進み、帰還困難区域においても特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づき、復興・再生が進められているものの、立入制限などもあり、震災前と同様の管理、利用ができない土地が未だに残されています。

3 産業・経済

- 平成 30 年度の県内総生産は、名目で 7 兆 9,054 億円、実質で 7 兆 5,949 億円となっています。また、経済成長率は、名目で 0.4%、実質では 0.3%となっており、名目は 7 年連続のプラス、実質は 3 年連続のプラスとなっています。
- 東日本大震災からの復興・再生への取組を背景に、建設業をはじめ、サービス業、製造業などの産出額が増加し、全体として総生産が増加しています。
一方、原発事故による放射性物質により農地、森林、漁場等が汚染されてしまったことから、農林水産業の産出額が減少しています。

人口、土地利用等のグラフを挿入予定

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

第4章 施策の体系と展開

第1節 施策体系

第2節 施策の展開

※ 施策体系とSDGsの相関表について、第2節の最終ページに盛り込む予定

※ 環境指標については、第3節として盛り込む予定

第4章 施策の体系と展開

第1節 施策体系

本計画に掲げる目標を達成するため、施策展開に当たっての基本姿勢を踏まえ、次頁に示す施策体系により環境保全・回復施策を展開します。

施策体系は、除染や汚染廃棄物処理などの東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興・再生に向けた「環境回復の推進」と、循環型社会・自然共生社会の形成などの「美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現」の二本の柱から成っており、これらを相互に連携させ相乗効果も図りながら施策を展開します。

これらの施策の展開により、県政運営の基本指針となる「福島県総合計画」の基本目標を環境の面から実現することを目指します。

なお、施策の実施に当たっては、本計画の個別計画に体系付けられる「福島県地球温暖化対策推進計画」、「福島県循環型社会形成推進計画」等のほか県総合計画に関連する「福島県地域防災計画」等と緊密な連携、役割分担を図りながら、より具体的な取組を進めていくこととし、国及び市町村と連携しながら県民、事業者など全ての主体の総力を結集し取り組んでいきます。

1	I 環境回復の推進
2	1 放射性物質による環境汚染からの回復
3	(1) 環境放射線モニタリングのきめ細かな実施と分かりやすい情報発信
4	(2) 除染等の推進
5	(3) 中間貯蔵施設事業の推進と安全確保
6	(4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処理の推進
7	
8	2 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保
9	
10	II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現
11	1 地球温暖化対策の推進
12	(1) 県民総ぐるみの温室効果ガスの排出削減
13	(2) 再生可能エネルギーの更なる普及拡大と地域におけるエネルギーの有効利用
14	(3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化
15	(4) 福島新エネ社会構想の実現
16	(5) 気候変動への適応
17	
18	2 循環型社会の形成
19	(1) 環境に配慮したライフスタイルの推進
20	(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用
21	(3) 廃棄物の適正な処理
22	(4) 環境と調和した事業活動の展開
23	
24	3 自然共生社会の形成
25	(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい
26	(2) 野生鳥獣被害対策
27	(3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用
28	(4) 国立・国定公園等の保全と適正な利用
29	(5) 猪苗代湖等の水環境保全
30	
31	4 良好な生活環境の確保
32	(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策
33	(2) 化学物質の適正管理等
34	(3) 公害紛争等の対応
35	(4) 大規模な開発行為への対応
36	
37	5 (仮) あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進
38	(1) 環境教育の充実及び参加と連携・協働の推進
39	(2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成
40	(3) 情報の収集と提供
41	

1 第2節 施策の展開

2 I 環境回復の推進

3 1 放射性物質による環境汚染からの回復



7 東日本大震災と原発事故は本県に甚大な被害を与え、環境にも深刻な影響をもたら
8 しました。しかし、国・県・市町村、関係機関及び県民の皆様など様々な主体の努力
9 により、除染や汚染廃棄物の処理、中間貯蔵施設への除去土壌等の搬入等が進捗する
10 など、本県の環境回復に向けた取組は着実に進んでいます。

11

12 (1) 環境放射線モニタリングのきめ細かな実施と分かりやすい情報発信

現状

➤ 総合モニタリング計画等に基づき、県内全域の放射線量、放射性物質の分布状況の中
長期的な把握のため、モニタリングを実施し情報の集約・発信に取り組んでいます。

○県内全域のモニタリング

ア 空間線量率のモニタリング

- ・モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システム 約 3,600 箇所
- ・サーベイメータによる測定（学校、集会所、公園等） 約 14,000 地点／年

イ 放射性核種分析

大気、水質、土壌等に含まれる放射性物質の核種分析

○情報発信

測定結果は、県ホームページやウェブサイト「福島県放射能測定マップ」に掲載す
るとともに報道機関へ情報提供するなど、迅速に公表

13

課題	施策
<p>✓ 県内の放射線量は減少傾向にあるものの、県民の安全・安心の確保等のため、引き続きモニタリングを実施し、その結果について情報提供を行っていく必要があります。</p>	<p>○ <u>きめ細かなモニタリングと分かりやすい情報発信</u></p> <p>県、国、市町村など関係機関連携の下、身近な生活環境（大気、河川、地下水、海域、土壌、野生鳥獣など）の放射性物質による分布状況について、きめ細かなモニタリングを継続的に実施し、ウェブサイトや県内外の啓発事業を活用し、正確な情報を迅速かつ分かりやすく発信します。</p>

14

1 (2) 除染等の推進

現 状			
➤	県、国、市町村等の関係機関の連携の下、除染等を推進しています。		
➤	除染特別地域（国直轄除染） ・除染実施計画に基づく面的除染は平成29年3月で終了しています。帰還困難区域においては、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村及び葛尾村の特定復興再生点区域整備に向けた除染が進められています。		
➤	汚染状況重点調査地域（市町村除染） ・除染実施計画に基づく面的除染は、平成30年3月で終了しています。		
➤	除去土壌等が中間貯蔵施設へ輸送されるまでの間、除染現場や仮置場で保管が行われています。		
	・現場保管数	平成28年12月末 149,330 箇所	令和元年度末 40,127 箇所
	・仮置場数	平成27年12月末 927 箇所	令和元年度末 619 箇所

2

課 題	施 策
<p>✓ 県民が安心して健やかで快適な暮らしを享受し、将来世代にも引き継いでいくため、除染等の徹底した放射性物質対策が求められています。</p>	<p>○ <u>除染等の着実な実施</u></p> <p>県、国、市町村等の関係機関が連携の下、一体となって除染等を推進します。</p> <p>放射性物質汚染対処特別特措法に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌等の適正管理と搬出、搬出完了後の原状回復、除染後のフォローアップ、森林の放射線量低減のための取組などを進めるとともに、引き続き、長期的目標として追加被ばく線量年間1ミリシーベルト以下が堅持されるよう、必要な除染等の措置を安全かつ着実に実施することを国に求めています。</p> <p>○ <u>森林における放射性物質対策</u></p> <p>森林の空間線量率や樹皮の放射性物質濃度の状況を把握し、放射性物質の影響に応じて、森林整備とその実施に必要な放射性物質拡散防止に向けた取組を促進します。</p>
<p>✓ 環境省による除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送が進められている中、仮置場等への保管が長期化していることから、除去土壌等の適正管理等の対策を行なっていく必要があります。</p>	<p>○ <u>除去土壌等の適正管理と仮置場の原状回復</u></p> <p>仮置場等における除去土壌等の適正管理について、輸送が完了するまで継続するとともに、搬出後の仮置場となった農地の地力低下等の不具合の解消</p>

	<p>など原状回復について、引き続き市町村を支援していきます。</p>
<p>✓ 除染特別区域の特定復興再生拠点区域では、国において除染とインフラ整備を一体的に実施しているが、特定復興再生拠点区域以外について避難指示解除のための国の具体的方針が示されていません。</p>	<p>○ <u>帰還困難区域における除染</u></p> <p>特定復興再生拠点区域の除染について、関係町村の実情に配慮しながら確実に実施するとともに、拠点区域以外の除染について、具体的方針を早急に示すよう国に求めています。</p>

1

2

1 (3) 中間貯蔵施設事業の推進と安全確保

現 状	
➤	除染等に伴い発生した除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送や現場保管土壌の積込場への集約などが進展していることにより、仮置場や現場保管の数は年々減少しています。
➤	平成 29 年から大熊町及び双葉町の土壌貯蔵施設が稼働し、令和 2 年には除去土壌と廃棄物の処理・貯蔵の全工程で運転開始されています。
➤	事業の進捗状況（令和 2 年 11 月末現在） <ul style="list-style-type: none"> ・ 累積の輸送対象物量 約 1,400 万 m³ ・ 累積搬出済量 約 978 万 m³ ・ 累積進捗率 約 70 %

2

課 題	施 策
✓ 除染等に伴い発生した除去土壌等（帰還困難区域のものを除く）について、令和 3 年度までの概ね搬入完了に向け輸送及び施設の整備・運営が引き続き安全・確実に実施される必要があります。	○ 中間貯蔵施設の安全確保 中間貯蔵施設が安全に運営されるよう、施設や除去土壌等の輸送における状況確認やモニタリングを行います。また、国、県、大熊・双葉両町との「中間貯蔵施設の周辺地域の安全確保等に関する協定書」に基づき設置され、学識経験者、県、両町及び、両町が指名する住民を構成委員とする環境安全委員会の意見を聴きながら、国の取組を監視します。
✓ 中間貯蔵施設に搬入された除去土壌等について、国は中間貯蔵開始後 30 年以内（2045 年 3 月まで）に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずると法律に明記されており、国の責任において確実に福島県外で最終処分される必要があります。	○ 県外最終処分への取組の確認 中間貯蔵施設に搬入された除去土壌等について、法律により定められた中間貯蔵開始後 30 年以内の県外最終処分が国の責任において確実に実施されるよう、県外最終処分地の選定方法や搬出方法の検討を行うことを国に求めるとともに、その進捗状況を継続的に確認します。

3

4

1 (4) 汚染廃棄物及び災害廃棄物の適正な処置の推進

現状

- 特定廃棄物のうち、10万Bq/kg超の廃棄物は中間貯蔵施設で貯蔵され、それ以外の特定廃棄物(帰還困難区域のものを除く)は国の管理型処分場で埋立処分が進められています(令和2年11月末現在、154,213袋を特定廃棄物埋立処分施設へ搬入)。特定復興再生拠点の特定廃棄物は双葉地方広域市町村圏組合が所有する最終処分場(大熊町)を活用して処理されることとなっています。
- 市町村が保管している指定廃棄物を含む焼却灰の処理が進められています。
- 災害廃棄物については、国直轄地域及び国が代行事業を行っている市町村を除き、平成29年度に処理が完了しています。

2

課題	施策
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 特定廃棄物(帰還困難区域のものを除く)は、国の責任において、国の管理型処分場への輸送及び埋立処分が、引き続き安全・確実に実施される必要があります。 ✓ 帰還困難区域の特定復興再生拠点区域においては、避難指示解除に向けて、被災建物の解体撤去等が進められており、これに伴い生じる特定廃棄物は適切に処理を進める必要があります。 	<p>○ 特定廃棄物の処理</p> <p>特定廃棄物(帰還困難区域のものを除く)の処理については、特定廃棄物埋立処分施設が安全に運営されるよう、処分場等の状況確認、モニタリング、輸送における現地確認等を行います。</p> <p>また、特定復興再生拠点の特定廃棄物の処理については、双葉地方広域市町村圏組合が所有する最終処分場(大熊町)で、適切な処理が行われるよう国及び市町村との必要な調整を行うほか、国の責任において確実に実施されるよう求めます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市町村等が保管している焼却灰の処理方針は概ね決まったことから、保管解消に向けて処理が円滑に行われる必要があります。 	<p>○ 汚染廃棄物の処理</p> <p>市町村等が保管している焼却灰について、必要に応じて処理状況の確認を行います。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 国直轄地域における災害廃棄物の処理が安全かつ着実に行われる必要があります。 	<p>○ 国直轄地域における災害廃棄物の処理</p> <p>国直轄地域における災害廃棄物の処理が安全かつ着実に行われるよう、国、県、市町村、地域で構成される仮設焼却施設運営協議会の場などにおいて、引き続き、国の処理状況を確認します。</p>

1 **2 原子力発電所及び周辺地域の安全・安心確保**



4 東京電力福島第一・第二原子力発電所の廃炉作業が安全かつ着実に進められるよう
 5 監視を行うとともに、不測の事態に備えた原子力防災体制の充実・強化を進めていき
 6 ます。
 7

現 状	
➤	<p>福島第一・第二原子力発電所</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一原子力発電所においては、「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に基づき、廃炉に向けた取組が進められています。現在、3号機において使用済燃料の取り出しが行われており、今後、1・2号機の使用済燃料の取り出しや1～3号機の燃料デブリの取り出し等が行われる予定です。 福島第二原子力発電所については、令和元年9月に廃止することが決定し、今後、原子力規制委員会による「廃止措置計画」の認可と県・立地町による安全確保協定の「事前了解」を経て廃炉作業に着手される予定です。
➤	<p>安全・安心確保に向けた県の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 福島第一・第二原子力発電所の安全かつ着実な廃炉に向けて現地駐在や廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議により監視を行っています。 原子力発電所の不測の事態に備えた原子力防災訓練をはじめとする各種訓練の実施やオフサイトセンターの維持管理、防災資機材の更新、各種研修を実施しています。 原子力発電所周辺の空間線量率、空間積算線量、降下物、大気浮遊じん、土壌上水、海水、海底土などの環境モニタリングを実施しています。

8

課 題	施 策
<p>✓ 福島第一・第二原子力発電所の廃炉作業や周辺の放射線量について、長期的な監視を継続するとともに、廃炉作業の進捗状況や県の安全監視の取組について県民へ情報提供を行う必要があります。</p>	<p>○ 福島第一・第二原子力発電所の廃炉に係る安全監視</p> <p>福島第一・第二原子力発電所の廃炉に係る安全監視作業が、中長期ロードマップ等に基づき安全かつ着実に進められるよう、現地駐在や廃炉安全監視協議会、廃炉安全確保県民会議などの取組により厳しく監視してまいります。</p> <p>○ 原子力発電所周辺の環境モニタリングの実施と体制の充実</p> <p>原子力発電所からの放射性物質の放出を、迅速に検知するため、モニタリングを継続的に実施するとともに、今</p>

	<p>後の廃炉作業の進捗に応じ、モニタリング体制を充実していきます。</p> <p>○ <u>県民への迅速かつ分かりやすい情報提供</u></p> <p>廃炉の進捗状況や県の安全監視の取組、環境放射線モニタリングの結果等について、ホームページや広報誌等を通じて迅速かつ分かりやすい情報提供を行っていきます。</p>
<p>✓ 使用済燃料の全量が県外に確実に搬出される必要があります。</p>	<p>○ <u>使用済燃料の県外搬出</u></p> <p>県内原発の使用済燃料については、県外搬出に向けた取組が確実に進められるよう、国及び東京電力に対して強く求めています。</p>
<p>✓ 国の原子力災害対策指針等の改正を踏まえた福島県地域防災計画の見直しのほか、関係機関の連携及び防災対策の確立、職員の防災技術向上を図る必要があります。</p>	<p>○ <u>原子力発電所における不測の事態への備えに関する取組</u></p> <p>原子力発電所における不測の事態に備え、地域防災計画等に沿って原子力防災訓練を実施するほか、原子力災害対策センターの維持管理、防災資機材の定期更新、市町村職員も含めた研修の実施等を通じて原子力防災体制の充実・強化を進めています。</p>

1

2

1 II 美しい自然環境に包まれた持続可能な社会の実現

2 1 地球温暖化対策の推進



6 地球温暖化は人間生活による二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が原因である可
7 能性がきわめて高いとされており、1986年から2005年の世界的平均地上気温は、
8 1850年から1900年に比較して0.61°C上昇と言われてしています [1]。また、2017年時
9 点の世界的平均地上気温は大規模な産業活動が開始された1750年頃以前と比較して
10 約1°C上昇し、現在の度合いで上昇が続けば2030年から2052年までの間に1.5°Cに
11 達する可能性が高いとされています [2]。本県においては、福島地方気象台の気温観
12 測値が100年あたり1.5°Cの割合で上昇しています [3]。

13 地球温暖化対策の国際枠組みであるパリ協定が2020年から本格的な運用が開始さ
14 れましたが、今後の取組に関わらず、一定の気温上昇は避けられないと言われてお
15 り、その影響への対応（適応策）も必要となっています。

16 国においても、令和2年に2050年までに脱炭素社会の実現を目指すことを宣言
17 し、実行計画を策定するとともに、対策を強化していくこととしています。

18

19 参考文献

20 [1] IPCC 第5次評価報告書.2014年

21 [2] IPCC 1.5°C特別報告書.2018年

22 [3] 東北管区気象台.東北地方の気候の変化（第2版）.2020年

23

24 (1) 県民総ぐるみの温室効果ガスの排出削減

現状

- 「福島県地球温暖化対策推進計画」等に基づき、温室効果ガスの削減や気候変動の影響に対する適応に向け、県民総ぐるみによる省資源・省エネルギー対策や再生可能エネルギーの推進、森林吸収源対策などを進めています。
- 福島県における温室効果ガス排出量の状況は、次のとおりです（平成29年度）。
 - ・総排出量：17,673千トン-CO₂（基準年度（平成25年度）比：▲6.3%）
 - ・調整後排出量：16,486千トン-CO₂（基準年度（平成25年度）比：▲12.6%）※調整後排出量とは、森林吸収、再エネ導入等による削減分を総排出量から差し引いたもので、「福島県地球温暖化対策推進計画」では「基準年度の総排出量（18,867千トン）」と当該年度の「調整後排出量」の比較によって進行管理をすることとしています。なお、削減目標は令和2年度▲25%、令和12年度▲45%としています。
- 森林吸収源対策は、放射性物質の影響を検証しながら森林整備を進めています。森林資源の状況変化に加え、まだ放射線量が高く施業の困難な地域があるため、森林整備面積は平成22年度比較では5割程度の水準になっています。
 - ・令和元年度の実績 5,707ha
- 県有建築物について、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策を進めてい

ます。県有建築物における再生可能エネルギー導入量及び温室効果ガスの排出量の状況は、次のとおりです。(令和元年度末時点)

- ・再生可能エネルギー導入量(累計) 6,574kW (135 施設)
- ・温室効果ガス総排出量 64,592 トン(基準年度(平成 25 年度)比: ▲14.3%)

- 温室効果が高いフロン類について、業務用冷凍空調機器廃棄時の回収率が 34%と低い水準にとどまっています(平成 30 年度末時点)。
- 学校や事業所等での自主的な節電・節水、廃棄物減量化やリサイクルなどの省資源・省エネルギーの実践を推進するため、各団体が自ら二酸化炭素排出削減目標を掲げ、知事と約束を取り交わす「福島議定書」事業を実施しています。
 - ・事業者 1,705 団体、学校 394 校が参加(令和元年度末時点)

1

課題	施策
<p>✓ 温室効果ガスの増加は気温上昇と長期にわたる気候変動をもたらし、生態系、食料、健康等、自然環境や県民生活の様々な面に多大な影響を及ぼすことから、あらゆる主体による温室効果ガス排出抑制の取組を継続していく必要があります。</p>	<p>○ 県民総ぐるみの省資源・省エネルギー対策の推進</p> <p>地球温暖化防止に向け、温室効果ガスの排出削減を図るため、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が一体となった省資源・省エネルギーの取組を進めます。</p> <p>地球温暖化は世界規模での課題ですが、私たち一人一人自分のこととして取り組まなければならない身近な問題でもあるため、自主的な取組が積極的に展開されるよう、幅広い普及啓発を行い、省エネルギー意識の一層の醸成に努めます。</p> <p>また、県有建築物の整備において、再生可能エネルギーの導入拡大と省エネルギー対策を推進するとともに、市町村、民間等の建築物について、ZEBやZEH化も含めて、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの普及啓発に取り組めます。</p>
<p>✓ 県民一人一人が環境に負荷をかけないライフスタイルを推進していくため、まちづくりの視点においても環境負荷の低減を意識して取り組んでいく必要があります。</p>	<p>○ 環境負荷の少ないまちづくりの推進</p> <p>環境負荷の低減に向け、自動車の排出ガス抑制や、まちなかで買い物ができる「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」を進めるとともに、感染症対策の徹底等による公共交通機関の利用促進や公共建築物等への県産材の利用拡大等を図ります。</p>
<p>✓ 原発事故の影響から森林所有者等による森林整備が進みにくい状況である</p>	<p>○ 森林づくりの推進</p>

<p>ため、放射性物質対策を進める必要があります。また、森林づくりを一層進めるため、担い手の確保や森林づくりの意識醸成が重要となっています。</p>	<p>二酸化炭素の吸収源である森林の働きが十分に発揮されるよう、放射性物質対策とともに、森林所有者等の自主施業も含め、間伐等の森林整備を促進します。また、森林整備の担い手の安定的な確保・育成や木材の利用拡大を進めるとともに、森林ボランティア活動への支援など森林づくりの意識醸成に努めます。</p>
<p>✓ 業務用冷凍空調機器廃棄時のフロン類回収率が低いことから、回収率を向上させる必要があります。</p> <p>✓ 機器の管理者には機器の点検実施やフロン類漏洩量の算定・報告などが義務づけられていますが、法の内容が浸透しておらず、その周知が課題となっています。</p>	<p>○ フロン類の排出抑制</p> <p>各種広報媒体の活用や関係団体との連携により、機器管理者等に対してフロン類の適正な管理、回収等の周知に取り組むとともに、第一種フロン類充填回収業者の監視・指導を行うことにより、適正な回収を促進し、温室効果が高いフロン類の排出を抑制します。</p>
<p>✓ 人間活動により排出される対流圏オゾンやエアロゾル、ブラックカーボンなどの短寿命気候汚染物質（SLCP）について、地球温暖化防止の観点から対策を検討していく必要があります。</p>	<p>○ 短寿命気候汚染物質（SLCP）に関する情報収集</p> <p>短期的な気候変動防止と大気汚染防止の双方に効果があるとして国際的にも注目されている短寿命気候汚染物質（SLCP）の削減について、再生可能エネルギーの導入促進や民生・運輸部門における電化の促進などに取り組みます。</p>
<p>✓ 国における議論なども踏まえながら、脱炭素社会の実現に向けた方策について検討していく必要があります。</p>	<p>(調整中)</p>

1 (2) 再生可能エネルギーの更なる普及拡大と地域におけるエネルギーの有効利用

現状

- 「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」及び「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」に基づき、再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用に向けて取り組んでいます。
- 太陽光発電を中心に導入が着実に進み、令和元年度末の再生可能エネルギー導入実績は県内エネルギー需要との比較では、34.7%まで進んでいます。
 - ・エネルギー種別導入実績（設備容量、大規模水力除く）
 太陽光 2,110MW 風力 177MW 小水力 17MW 地熱 30MW
 バイオマス 250MW（令和元年度末時点）

2

課題	施策
<p>✓ 県が有する再生可能エネルギーの潜在能力や原油・石炭などの化石燃料の将来的な枯渇などを踏まえ、引き続き、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギーの効率利用を進めていくことが必要です。</p>	<p>○ 再生可能エネルギーの普及拡大</p> <p>「再生可能エネルギー推進ビジョン」及び「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」に基づき、再生可能エネルギーの飛躍的な推進に取り組むとともに、一般家庭、事務所、市町村への導入支援や県有施設への率先導入を進めます。</p>

3

4

1 (3) 再生可能エネルギー関連産業の活性化

現状	
➤	<p>原子力に頼らない持続的に発展可能な社会づくりを進めるため、「福島県再生可能エネルギー推進ビジョン」及び「再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン」に基づき、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー関連研究の実施件数 470件（令和元年度末現在） ・再生可能エネルギー関連企業の立地件数 49件（令和元年度末現在）

2

課題	施策
<p>✓ これまで構築したネットワークを活かし、県内外の企業・研究機関による情報共有・共同研究等を促進するため、県内企業の再生可能エネルギー関連技術・製品の事業化に向けた課題解決のための支援が必要です。</p>	<p>○ <u>再生可能エネルギー関連技術開発・事業化の推進</u></p> <p>引き続き、産業技術総合研究所福島再生可能エネルギー研究所やハイテクプラザ、エネルギー・エージェンシーふくしまと連携を図りながら、県内企業が行う市場のニーズに応じた技術開発を支援するとともに、福島発技術の事業化・製品化に向け、技術開発前からのビジネスプラン策定や開発後のフォローアップ、販路開拓まで一体的に支援します。</p>
<p>✓ これまで県内企業の技術高度化等を促進しており、再生可能エネルギー関連産業の誘致、雇用の確保に向け、関連産業への新規参入を促進する必要があります。また、これまで行ってきた支援や共同研究等により、県内における研究開発は着実に進展してきていることから、開発された技術の実用化に向けた支援を行うとともに、製品化までの支援を継続的に実施していくことが必要です。</p>	<p>○ <u>再生可能エネルギー関連産業の育成・集積</u></p> <p>引き続き、県内企業の再生可能エネルギー分野におけるネットワーク構築から、新規参入、人材育成、研究開発、事業化、販路拡大、海外展開まで一体的・総合的に支援する「エネルギー・エージェンシーふくしま」を核として、再生可能エネルギー関連産業の育成・集積に取り組んでいきます。</p>

3

4

1 (4) 福島新エネ社会構想の実現

現 状

- 「福島新エネ社会構想※」に基づき、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を柱として、2020、2030、2040年度頃を目処とする3つのフェーズで目指す姿を可能な限り明らかにしつつ、着実に取組を進めています。
- 共用送電線事業に係る発電設備の大量導入や世界最大級の水素実証研究施設の開設など、構想主要事業の後押しにより、県内の再生可能エネルギー導入量の増加ペースは構想策定前の2倍に向上しました。

※福島新エネ社会構想
 未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出し、その成果を世界に発信するなど、福島を再生可能エネルギーや水素社会を切り拓く先駆けの地とする構想。

2

課 題	施 策
<p>✓ 福島新エネ社会構想は、再生可能エネルギー普及による温室効果ガス削減や温暖化防止に向けた県全体の意識醸成など、環境面への大きな貢献が期待されており、引き続き、国による2050年カーボンニュートラル宣言や新型感染症を背景とする新しい生活様式の普及など、大きな社会情勢の変化を踏まえつつ、構想の実現を図っていくことが重要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギー地産地消の推進 近年の自然災害の増加により、災害時における電力供給と地域分散型電源の重要性が増していることに加え、ウィズコロナの考え方の下、社会において、在宅勤務・テレワークの増加など、地域分散型社会への移行の動きがあります。このような中で、住宅用太陽光発電など再生可能エネルギーの地産地消の取組を進めます。 ○ 水素社会に向けた取組の推進 水素エネルギーは、利用段階において二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギーであり、再生可能エネルギーの変動に対応する受け皿としての役割が期待されます。福島新エネ社会構想に基づき、浪江町に整備された福島水素エネルギー研究フィールドでの大規模水素製造や製造した水素の有効活用を目指した実証を行うこととされており、県は地球温暖化防止の観点からも、そのシステムの構築等を国と協力して行います。

3

4

1 (5) 気候変動への適応

現状

➤ 「地球温暖化対策推進計画」に基づき、気温上昇や降水量の増加などへの適応に向け、緩和策と一体となった取組を進めています。

- ・ 県内の平均気温の長期変化 [1]

福島地方気象台

100年あたり 1.5°Cの割合で上昇（統計期間 1890年～2019年）

- ・ 県内の熱中症搬送者数（6～9月）

平成24年度～平成26年度 平均 926人/年

平成30年度～令和2年度 平均 1,351人/年

参考文献

[1] 仙台管区気象台.東北地方の気候の変化（第2版）.2020年

2

課題	施策
<p>✓ 今後、温室効果ガス排出削減のための施策を最大限展開しても、一定の気温上昇は避けられないことから、気候変動による自然や社会への影響を的確に把握して対応する「適応」の視点を踏まえた取組を推進していく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域気候変動適応センターの設置 本県における気候変動適応を推進するため、気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに技術的助言を行う地域気候変動適応センターを設置します。 ○ 総合的な防災・減災対策の推進 気候変動に伴い頻発・激甚化する自然災害から県民の命と暮らしを守るため、ハード・ソフトが一体となった総合的な防災・減災対策を推進します。 ○ 命を守るための避難行動に係る取組 気候変動に伴い激甚化する自然災害から県民の命を守るため、平時からの確かな避難について考えておく「マイ避難」の取組や、新型コロナウイルス感染症への対策など、県民に迅速な避難を促す取組を進めるとともに、関係機関との連携を強め、災害対策の強化に取り組みます。 ○ 新型コロナウイルス感染症予防を踏まえた熱中症予防対策 県民に対し、夏のマスクの着用や冷房使用時の換気の実施等を踏まえた新しい生活様式に対応した熱中症予防に関する正しい知識の啓発を行い、県民

が熱中症予防行動に取り組むことができ
るよう周知を図ります。

1

1 2 循環型社会の形成



5 人間活動が自然環境に与える負荷は依然として大きい状況にあり、本県はこれまで
 6 も「福島県循環型社会形成推進計画」等に基づき、持続可能な社会の形成に向けて様々
 7 な取組を進めてきました。

8 一般廃棄物のリサイクル率等は、東日本大震災後若干減少し、その後はほぼ横ばいの
 9 状況が続いております。また、産業廃棄物の再生利用率は、近年、ほぼ横ばいの状況で
 10 推移しています。

11

12 (1) 環境に配慮したライフスタイルの推進

現状	
➤	「福島県循環型社会形成計画」に基づき、環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換を促進するため、復興・再生に向けた取組との調和を図りながら循環型社会の形成に取り組んでいます。
➤	県内のレジ袋辞退率は87%となっています。(令和2年7月時点)
➤	食品ロス削減の取組を促進するため、県が進める「もったいない！食べ残しゼロ推進運動」に協力する店舗・事業所を募集・登録しています。 ・食べ残しゼロ協力店・事業所数 435店・事業所(令和元年度末時点)
➤	本県における地球温暖化防止に向けた活動の推進母体である「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」には88団体が参加しています。(令和元年度末時点)
➤	平成30年に策定された国の第五次環境基本計画において、持続可能な社会を構築するために「地域循環共生圏」の創造が掲げられています。

13

課題	施策
✓ 県民一人一人が環境に負荷をかけないライフスタイルへの意識の転換を更に促進する必要があります。	<p>○ <u>地球にやさしいライフスタイルの推進</u></p> <p>県民に広く環境意識の浸透を図るため、事業者等と連携し、マイバッグ、マイボトル・マイカップ持参の呼びかけや食品ロス削減の取組を実施するなど、「地球にやさしいライフスタイル」の普及啓発を推進します。</p> <p>○ <u>デジタル技術を活用した普及啓発活動の推進</u></p> <p>スマートフォンアプリなどデジタル技術を活用し、地球温暖化防止や家庭</p>

	<p>でのごみ減量化に向けた取組を推進します。</p>
<p>✓ あらゆる主体との連携の下、環境保全活動を効果的に推進していく必要があります。</p>	<p>○ <u>県民会議と連携した環境保全活動の推進</u></p> <p>「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」と連携を強化しながら、家庭や地域において省資源・省エネルギーや資源循環に向けた取組への参画が一層促進されるよう意識醸成等を積極的に推進します。</p>
<p>✓ 「地域循環共生圏」の形成に向けて取り組んでいく必要があります。</p>	<p>○ <u>地域循環共生圏の形成に向けた取組の推進</u></p> <p>地域の再生可能エネルギー資源、自然資源、循環資源等、本県の特性を活かした「地域循環共生圏」の形成に向けて、関係部局と連携した取組を推進します。</p>

1
2

1 (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用

現状	
➤	「福島県廃棄物処理計画」に基づき、循環型社会の形成に向け、廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用促進、最終処分量の削減についての目標を設け、各種施策に取り組んでいます。
➤	本県の1人1日当たりのごみ排出量は、平成25年度以降は1,050g程度で推移し、全国平均より100g以上多く、また、リサイクル率も、13%台で推移し、全国平均(約20%)に比べ、極めて低い状況です。
➤	産業廃棄物の再生利用率は、平成25年度以降50%程度で推移しています。(全国平均52%)
➤	新型コロナウイルス感染症により、廃棄物処理を支えるエッセンシャルワーカーの業務継続の重要性が再認識されています。

2

課題	施策
<p>✓ 本県1人1日当たりのごみ排出量及びリサイクル率は全国的にも下位レベルであることから、廃棄物対策を一層推進する必要があります。</p>	<p>○ <u>廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用(3R)の推進</u></p> <p>3R推進及び廃棄物の適正処理推進のため、市町村と連携しながら、県民・事業者の自主的な取組を促すための普及啓発や各種リサイクル法の推進を図ります。また、「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」により、廃棄物の有効利用の促進とリサイクル産業の育成を進めます。</p> <p>○ <u>市町村の取組の支援</u></p> <p>ごみの排出量が多い原因等の分析を行うとともに、ごみ減量化やリサイクル促進のモデル事業を行い、その結果を踏まえて市町村の取組を支援します。</p>
<p>✓ 環境への負荷を低減するため産業廃棄物の排出抑制及び再生利用の更なる促進に向け、継続した取組が必要です。</p>	<p>○ <u>産業廃棄物の再生利用等の促進</u></p> <p>事業者等の排出抑制、再生利用等のための施設整備等を支援します。</p>
<p>✓ 浜通り地域等では、今後、リサイクル需要が見込まれる太陽光パネルのほか、石炭灰、小型家電、バッテリーや炭素繊維等の先端的なリサイクル技術の開発に取り組むことにより、新たな産業創出の可能性があり、浜通り地域等における企業ポ</p>	<p>○ <u>環境・リサイクル関連産業の育成・集積</u></p> <p>産学官のネットワークの構築や、浜通り地域等の企業が行う地域復興に資する実用化開発を支援することにより、</p>

<p>テンシヤル状況や今後のリサイクル需要等を踏まえつつ、先進的な環境・リサイクル技術の産学官連携、技術開発等に関する取組を進める必要があります。</p>	<p>環境・リサイクル関連産業の育成・集積に取り組んでいきます。</p>
<p>✓ これまでの取組により、消費者や事業者へ食品ロス削減に対する意識が徐々に浸透していますが、令和元年度に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定されたことなどを踏まえ、更なる取組の促進が必要です。</p>	<p>○ 食品ロスの削減に向けた取組の推進</p> <p>食品ロス削減推進計画の策定に取り組むとともに、「食べ残しゼロ協力店」の認定など、事業者における取組や家庭における食べ残し削減に向けた普及啓発など、食品ロス削減に向けた取組を促進します。</p>
<p>✓ 新型コロナウイルスの感染が拡大している状況下においても、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠なインフラであり、安定的に業務を継続することが求められています。</p>	<p>○ 廃棄物処理事業継続計画の策定支援</p> <p>市町村等の廃棄物処理事業継続計画の早期策定に向けて、説明会等において、未策定の市町村に策定を促していきます。</p>

1
2

1 (3) 廃棄物の適正な処理

現 状

- 「廃棄物処理法」、「福島県廃棄物処理計画」等に基づき、廃棄物の適正処理の推進のため、事業者等に対する正しい知識の普及啓発、監視指導に取り組んでいます。
 - ・不法投棄発見数（1件が10t以上の事案） 8件、570トン（令和元年度）
- 令和元年東日本台風等により発生した災害廃棄物（推計発生量約35万3,000トン）については、令和2年10月末時点で発生量の62.1パーセントが処理されています。
- 海岸漂着物対策を進めるため、漂着物の性状や量に関する調査を行っています。令和2年度は3地区で調査しましたが、いずれの地区も灌木や流木などの自然物が多くを占め、人工物はペットボトルや漁具等が確認されました。

2

課 題	施 策
<p>✓ 排出事業者、処理業者（収運・中間処理・最終処分）の全てが法令等を遵守し、産業廃棄物が適正に処理されるよう、継続して取り組んでいく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>正しい知識の普及啓発</u> 事業者等に対して、廃棄物の排出者責任や廃棄物の処理に関する正しい知識の普及啓発に取り組みます。 ○ <u>事業者への監視・指導</u> 排出事業者及び処理業者に対して、産業廃棄物の処理と処理施設の維持管理が適正に行われるよう監視・指導に取り組みます。 ○ <u>不法投棄防止対策</u> 不法投棄の未然防止及び早期発見のため、各市町村に配置した不法投棄監視員や警備会社等による監視、地域住民による監視体制づくりの支援、県民への啓発活動を行います。 ○ <u>不適正処理事案の原状回復等</u> 不法投棄等の不適正処理事案に対しては、関係機関等と連携して早期に実態を把握し、原因者等に対して原状回復の指導などを行います。
<p>✓ 近年、大量の廃棄物が発生する大規模な災害が全国各地で発生しており、東日本台風等の災害に見舞われています。大規模災害により大量に発生した廃棄物を適正かつ速やかに処理するため、災害廃棄物の処理を行う市町村における計画策定を支援する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>災害廃棄物処理対策の強化</u> 県の災害廃棄物処理計画は、令和2年度に策定しました。市町村の災害廃棄物処理計画については、説明会や研修会などを開催し、未策定の市町村に策定を促していきます。また、令和2年度に策定した初動対応手順書を活用

	して研修等を行い、新たな災害の発生に備えます。
<p>✓ 海洋プラスチック等が国際的にも問題となっていることから、プラスチックを含めたごみの適正処理等に関する普及・啓発を実施していく必要があります。</p>	<p>○ <u>プラスチック類の3Rの推進</u></p> <p>国が令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」、「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」を踏まえ、ワンウェイプラスチックの削減や容器包装のさらなるリユース・リサイクル等を啓発するとともに、製造・販売側の協力を得るための施策を推進します。</p>
<p>✓ 日本各地の海岸では、大量の漂着物が問題となっているため、海岸漂着物対策を推進していく必要があります。</p>	<p>○ <u>海岸漂着物対策の推進</u></p> <p>「福島県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づき、海岸における良好な自然・生活環境を維持するため、海岸管理者として海岸漂着物等の回収・処理事業に努めるとともに、陸域でのポイ捨てや不法投棄が河川を經由して海洋汚染につながることを周知するなど普及啓発に努めます。</p> <p>また、海岸漂着物の性状や量に関する調査を行い、発生原因等の把握に努め、必要な対策の検討を進めます。</p>

1 (4) 環境と調和した事業活動の展開

現 状	
➤	<p>環境と調和した事業活動を促進するため、環境保全活動に取り組む事業者等を支援する制度の運用や普及啓発等に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うつくしま、エコ・リサイクル認定製品 計 51 製品（令和元年度末） ・環境創造資金 融資件数 4 件（令和元年度末） ・ふくしま産業育成資金 融資件数 124 件（令和元年度末） ・県内の認証 GAP 取得件数 269 件（令和元年度末） ・事業者向け省エネ対策推進事業補助金 23 件（令和元年度末）

2

課 題	施 策
<p>✓ 事業者等に環境にやさしい事業活動を普及促進していくため、県自らが率先して環境に配慮して取り組んでいく必要があります。</p>	<p>○ <u>一事業者としての県の取組</u></p> <p>県機関におけるエコオフィスや物品調達におけるグリーン購入の推進など、県自らが環境にやさしい事業活動に率先して取り組みます。</p>
<p>✓ 「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」により廃棄物の有効利用の促進とリサイクル産業の育成を図っていますが、認定製品の更なる認知度の向上など認定製品の利用拡大を図る必要があります。</p>	<p>○ <u>環境負荷低減に資する取組の支援・促進</u></p> <p>「うつくしま、エコ・リサイクル製品認定制度」やその認定製品について利用拡大のための広報や販売活動への支援を行い、廃棄物の有効利用の促進とリサイクル産業の育成を進めます。</p>
<p>✓ 本県の基幹産業である農林水産業は、原発事故のため、放射性物質の拡散や風評の影響など、市場価格の低迷や売り上げの減少等大きな影響を受けたところであり、放射性物質対策も含めて環境にも配慮しながら、農林水産業の再生・発展に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>○ <u>環境と共生する農林水産業の推進</u></p> <p>本県農林水産業の持続的発展と循環型社会の形成を図るため、認証 GAP の取得促進を含め環境負荷軽減に貢献する環境と共生する農業の推進や耕畜連携による堆肥等の有機性資源を活用した土づくり、間伐材等未利用材の有効活用を通じた森林資源の循環利用の促進、水産資源を持続的かつ効率的に利用する「ふくしま型漁業」の促進等に取り組みます。併せて、その取組の意義について理解を促進するため、効果的な情報発信を図ります。</p>
<p>✓ 環境と経済の好循環に向けて、今後とも環境に配慮した事業者の活動を支援していく必要があります。</p>	<p>○ <u>事業者への支援</u></p> <p>事業者の環境保全活動を促進する取組のほか、産業育成に向けた再生可能エネルギー関連産業事業者等への融</p>

資、省エネ設備への更新等を行う事業者に対する補助を行うなど、事業者の取組を支援します。

1
2

1 **3 自然共生社会の形成**



5 本県は「ラムサール条約」登録湿地である尾瀬地区や大小 300 を超す湖沼からなる
 6 裏磐梯地区を始め、豊かな自然と多様な動植物に恵まれています。東日本大震災の
 7 影響により、自然環境、生態系は大きな影響を受け、希少な野生動植物（松川浦周
 8 のヒヌマイトトンボ、夏井川河口のコアジサシ等）の生息地の一部も大きく環境が
 9 変化しました。

10 本県のシンボルである猪苗代湖の水質も、中性化に伴う COD 値の上昇など水質悪化
 11 が懸念されています。

12 また、近年、ツキノワグマの目撃例の増加や人の生活圏への出没、人的被害に加え
 13 て、イノシシなどの生息数の増加や生息域の拡大により農林水産物被害などが深刻化
 14 しています。

15

16 **(1) 自然環境の保全と自然とのふれあい**

現 状	
➤	本県は、全国第 3 位の広大な県土面積を有しており、県土の 70.6%が森林、10.2%を農用地が占め（平成 30 年度時点）、磐梯朝日国立公園や尾瀬国立公園、日光国立公園に代表される豊かな自然と美しい景観に恵まれています。
➤	国や地元市町村等と連携しながら、自然公園をはじめとした自然環境の保全と適正利用を促進するふくしまグリーン復興構想に基づく取組を進めるとともに、自然とのふれあいの場の創出や多面的な機能を有する農地を中心とする農村地域の保全に取り組んでいます。 ・一人あたり都市公園面積 13.65m ² /人（平成 31 年 3 月現在） ・親水施設箇所 86 箇所（令和元年度末現在） ・地域共同活動による農地・農業用水等の保管理面積の割合 51%（令和元年度）

17

課 題	施 策
✓ 自然公園において、協議会や自然保護指導員等の巡視などにより、適正利用の増進と自然環境の保全を促進してきたところであり、今後も国や県、地元市町村等との連携を密にしながら活動を継続していく必要があります。また、老朽化した自然公園施設について、計画的に整備・改修等を進めていく必要があります。	○ 自然公園等での自然環境の保全推進 自然公園、自然環境保全地域及び緑地環境保全地域における各種規制や指導、状況調査、保護及び適正利用のための公園施設の整備や保全修復事業等を推進します。
✓ 県民の自然環境保全の意識を高め、環境保全活動への参画を促進するため、自然環境の大切さ等につい	○ 自然環境の保全に関する普及啓発の推進

<p>て普及啓発を推進する必要があります。</p>	<p>貴重な生態系の維持、身近な自然環境の保全や農地・森林が持つ様々な公益的機能の理解等について普及啓発を進めるとともに、自然環境に関する情報収集・提供や、保全活動を行うボランティア団体の取組等を推進します。</p>
<p>✓ 地域住民が身近に自然とふれあえる機会を創出する必要があります。また、親水施設等の整備に当たっては、画一的な整備内容ではなく、地域住民の意見等を取り入れながら進める必要があります。</p>	<p>○ <u>自然とのふれあいの場の整備推進</u></p> <p>里地里山や水辺地等の自然環境の保全・復元、「ふくしま県民の森」、「福島県昭和の森」などにおける自然環境の保護と利用、都市公園等の整備及び適切な維持管理による都市の緑化等を推進します。また、河川、ダム、海岸線等の整備に当たっては、個々の特徴を踏まえた自然景観との調和や親水性の向上に配慮します。</p>
<p>✓ 自然環境の保全のため、中山間地域の農業・農村の維持・強化や森林を守り育てる取組、水環境の保全等を引き続き進める必要があります。</p>	<p>○ <u>農林水産業の持つ多面的な機能の確保</u></p> <p>農業生産活動等を通じての生態系の保全、洪水の防止や水源かん養機能の維持、森林の計画的な除間伐、保安林の指定などの適正管理や森林ボランティア団体の活動支援等を推進します。また、治水・利水などの施策、沿岸域及び河川・湖沼の良好な環境や生態系の保全等の施策に取り組みます。</p>
<p>✓ 様々な情報提供の充実や自然とふれあえる機会の創出等により、自然とのふれあい活動を推進していく必要があります。</p>	<p>○ <u>各種情報提供等の促進</u></p> <p>自然とのふれあい活動の推進のため、ふれあい活動やマナーに関する情報提供、子どもたちの自然体験活動の機会の充実、ボランティアとの協力・連携による啓発活動の推進、さらにはエコツーリズム、グリーンツーリズム等の促進を図ります。</p>
<p>✓ 東日本大震災の地震・津波や社会的諸条件などにより、自然環境が大きく変化しており、状況を把握した上で、自然環境を適切に保全していくことが必要です。</p>	<p>○ <u>自然環境等の変化に伴う自然公園等の見直し</u></p> <p>本県の優れた自然の風景地である自然公園等において、震災の影響や社会的諸条件等の変化を踏まえ適切な区域の見直し等を行うなど自然環境の保全に向けた取組を推進します。</p>

1 (2) 野生鳥獣被害対策

現 状	
➤	原発事故の影響により、県内全域において野生鳥獣の出荷制限が継続しており、それに伴う狩猟意欲の減退等を要因として、狩猟者が減少しています。また、避難地域においては住民の避難に伴い生息環境が変化し、有害鳥獣が増加しています。
➤	そのような状況の中、全県的に、イノシシやシカなど特定の鳥獣の増加や、狩猟者の高齢化・減少により農業被害等が深刻化しており、本県における令和元年度の野生鳥獣における農作物の被害金額は1億7,933万円となり、平成26年度をピークとして高止まりの状態が続いています。

2

課 題	施 策
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 人身被害の発生や農業・水産業被害を防止するため、市町村等と連携しながら総合的な対策に取り組んでいます。が、本来あるべき野生鳥獣と人間の関係を取り戻すためには、野生鳥獣の生息域と人の生活圏の区別の明確化など更なる対策の強化が必要です。 ✓ 特に、近年、イノシシ、ニホンジカにおいては、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きており、農業や生活環境への被害が大変深刻な状況となっているため、地域の実情に合った総合的な対策が必要です。 ✓ 原発事故や人口減少等の影響により捕獲の担い手である狩猟者は減少し、高齢化も進んでおり、担い手の確保が求められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>有害鳥獣被害対策の強化</u> 本県は豊かな自然環境を有する一方で、野生鳥獣による農業や水産業の被害も深刻であるため、市町村と連携しながら、専門的知識を有した市町村等の職員などの育成や捕獲の担い手となる狩猟者の確保・育成を図るとともに、捕獲による個体数の調整、追い払いや侵入防止柵の整備による被害防除、放任果樹の伐採や緩衝帯の設置等による生息環境管理等総合的な対策の取組を進めます。 さらに、野生生物共生センターにおいて、野生鳥獣の生息状況に関する調査等を行い、野生鳥獣の行動や分布に関する知見を蓄積し、野生動物との棲み分けなど、必要な対策に生かしていきます。

3

1 (3) 生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用

現状	
➤ 「ふくしま生物多様性推進計画」に基づき、「生物多様性の保全」、「生物多様性の恵みの持続可能な利用」、「生物多様性を支える仕組みづくり」の3つの柱の下に取組を進めています。	
・「ふくしまレッドリスト」掲載数	1,358種（令和元年度）

2

課題	施策
<p>✓ 豊かな生物多様性の恵みを持続的に利用していくため、外来種への対応を適切に行いながら、希少な野生動植物を保護し、本県の生物多様性の保全を図るとともに、県民や事業者の生物多様性に関する理解を得ながら適切な保護と管理を進めていく必要があります。</p>	<p>○ <u>野生動植物の保護・救護の取組の推進</u></p> <p>「野生動植物保護アドバイザー」や「野生動植物保護サポーター」を活用し、希少野生動植物の継続的な情報収集に努めるとともに、絶滅のおそれのある野生動植物をとりまとめた「ふくしまレッドリスト」について、状況変化に応じて見直しを行います。</p> <p>また、野生生物共生センターにおける傷病鳥獣救護の充実を図るため、野生動物救急救命医（ERドクター）との連携を進めていきます。</p>
<p>✓ 県内の生態系を守っていくため、外来種に関する県民への啓発及び情報提供を行っていく必要があります。</p>	<p>○ <u>外来種の増繁殖防止</u></p> <p>県内において外来種を増繁殖させないようにするため、ホームページ等を活用し県民に対する啓発や情報提供を行います。</p> <p>外来種については、県内の分布調査を行うとともに市町村と連携しながら、防除計画による防除対策等を進めます。</p>
<p>✓ 「生物多様性」の認知度が依然として低いことから、より一層普及啓発に努める必要があります。</p>	<p>○ <u>生物多様性の恵みの持続可能な利用</u></p> <p>生物多様性を減少させない適正な方法で持続的に利用するとともに、豊かな自然の恵みを将来にわたって継承できるよう、ホームページやパンフレット等での啓発を行い、生物多様性についての配慮と理解を深めます。</p>
<p>✓ 震災により生態系も大きな影響を受けたことから、その状況を把握した上</p>	<p>○ <u>地震・津波により影響を受けた生物多様性の回復に向けた適切な保全</u></p>

で、豊かな生物多様性が回復していくよう適切に保全することが必要です。

地震・津波の影響を受け、生態系は現在も変化を続けています。生物多様性に対する影響については、特に沿岸域における希少野生動植物の生息・生育状況の把握に努め、適切に助言、指導してまいります。

1
2

1 (4) 国立・国定公園等の保全と適正な利用

現状	
➤	県内には3つの国立公園、1つの国定公園の他、11個の県立自然公園があり、多くの自然公園に恵まれています。
➤	環境省との連携の下、令和元年度に策定した「ふくしまグリーン復興構想」に基づき、自然資源の活用による交流人口の拡大を目指して取り組んでいます。
➤	福島県内の自然公園利用者数は平成30年で10,277千人となり、震災前の平成22年(15,291千人)と比較すると7割程度にとどまっています。
➤	新型コロナウイルス感染症により、休暇を楽しみながらテレワークで働くワーケーションなど、多様なワークスタイルが広がっています。

2

課題	施策
<p>✓ 震災によって減少した県内の自然公園利用者数は依然として回復しておらず、国立・国定公園等の利用促進に向けて取り組んでいく必要があります。</p>	<p>○ <u>国立・国定公園等の適正な利用の推進</u></p> <p>「ふくしまグリーン復興構想」に基づく取組を推進し、自然保護意識の醸成と適正利用の促進による交流人口の拡大や地域の活性化を図ります。 また、「ふくしま尾瀬」の優れた自然環境を体験できる機会を提供し、その魅力を国内外に発信するとともに、尾瀬国立公園の自然環境の保全と適正な利用等を進めます。</p>
<p>✓ 国立・国定公園等については、適正な利用を推進する上で環境保全活動も合わせて進めていく必要があります。</p>	<p>○ <u>国立・国定公園等の自然環境保全の促進</u></p> <p>各種行為に対する規制や指導、調査、植生復元や公園施設整備、自然環境保全に向けた適正利用の啓発、野生鳥獣による被害対策の推進、さらには関係機関と連携した保全活動等の取組を進めます。</p>
<p>✓ ウィズコロナに対応し、アフターコロナを見据え豊かな自然等を楽しみながら働くという新たなライフスタイル「ワーケーション」が注目されており、自然公園の活用に向けた取組が必要となっています。</p>	<p>○ <u>ウィズコロナに対応し、アフターコロナを見据えた自然公園等の利活用</u></p> <p>自然の中でワーケーションに取り組める場として、自然公園等の新たな魅力向上を図り、事業者や市町村等と連携しながら、ワーケーション実施のための情報発信や普及推進に向けた取組を進めます。</p>

3

1 (5) 猪苗代湖等の水環境保全

現状

- 「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画」等に基づき、水環境の悪化を未然に防止し、良好な水環境を将来にわたって保全していくため、水環境保全対策の総合的な推進を図っています。
- 猪苗代湖における pH は平成 7 年度までは 5.1 以下の酸性でしたが、その後徐々に上昇し平成 21 年度以降は 6.8～6.9 とほぼ中性となっています。
- 猪苗代湖における COD（化学的酸素要求量）の年平均値は、平成 14 年度から平成 17 年度まで 0.5～0.7 (mg/L) で水質全国 1 位でしたが、令和元年度は 1.3 (mg/L) であり、全国 15 位となっています。
- 猪苗代湖の水環境保全活動（ヨシ刈り、清掃活動、水草回収作業）に令和元年度は延べ 5,657 人参加しています。

2

課題	施策
<p>✓ 猪苗代湖においては、湖水の中性化に伴い、水質の自然浄化機能が低下しつつあり、COD の上昇など水質変動が懸念されているため、より一層水環境保全対策を推進していく必要があります。</p>	<p>○ 水環境悪化の未然防止</p> <p>「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」等による各種規制措置などの水質汚濁防止対策、ヒシ等水生植物の刈り取り・回収、富栄養化防止のための下水道・農業集落排水施設及び窒素りん除去型浄化槽等の整備促進、汚濁負荷低減に配慮した農業・水産業や森林づくりを進めます。</p> <p>また、環境創造センターにおいて、猪苗代湖の中性化メカニズム及び汚濁負荷の原因解明を行うとともに、水質浄化手法に関する研究等を行います。</p> <p>さらに、刈り取った水生植物の有効利用を進めます。</p> <p>○ 関係機関との連携の推進</p> <p>大学等の研究機関や環境保全団体との連携を強化し、猪苗代水環境センターを活用しながら調査研究を行い、その成果を広く発信します。</p> <p>また、「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会」等のネットワーク組織をいかしながら、様々な環境保全団体や企業、行政が連携を図り、湖岸の清掃や水草の回収などの活動を始め、流域が一体となった水環境保全活動を更に推進します。</p>

さらに、猪苗代湖流域の自然環境の魅力を分かりやすく発信する映像の配信、猪苗代水環境センターを活用した環境学習会の開催、猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会による水環境保全フォーラムなどを通じた広報等を行います。

1 **4 良好な生活環境の確保**



5 水環境については公共水域の環境基準をほとんどの水域で達成しています。また、
 6 大気環境についても全ての測定地点で二酸化硫黄等の環境基準を達成していますが、
 7 光化学オキシダントについては依然として環境基準が達成されていません。

8 なお、ダイオキシン類については、水環境・大気環境とも全ての調査地点で環境基
 9 準を達成しています。

10 公害苦情件数については、震災直後に大幅に増加したのち、近年は減少傾向にある
 11 ものの震災前の水準には戻っていません。

12

13 **(1) 大気、水、土壌等の環境保全対策**

現状	
➤	「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」等関係法令に基づき、大気、水、土壌、悪臭、及び騒音等の保全と県民の安心・安全な暮らしを確保する取組を進めています。
➤	大気環境については、光化学オキシダント以外は全ての測定地点で環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては依然として環境基準が達成されていません。
➤	水環境における基準の達成状況（河川のBOD及び湖沼、海域COD）は、令和元年において、全水域中、92%の水域で環境基準を達成しています。
➤	本県の汚水処理人口普及率（83.7%）は年々増加していますが、全国的な水準（91.7%）からみると低い状況にあります。
➤	土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染が確認された土地の区域を指定すると共に、汚染の拡散防止及び汚染土壌の適正処理の取組を進めています。

14

課題	施策
✓ 光化学オキシダント以外の大気汚染物質については、環境基準を達成している状況であることから、引き続き、良好な大気環境を保全するため、大気汚染物質の排出削減に努める必要があります。 また、光化学スモッグの予報等の発令がほぼ毎年発生しており、濃度上昇時には、適確かつ迅速に対応する必要があります。	○ 大気環境保全対策の推進 工場・事業場等の監視、指導を行うとともに、大気汚染に係る事故が発生した場合は、迅速・適確な汚染防止措置を講じます。 また、大気汚染状況の常時監視を行い、県内の大気環境を把握するとともに、光化学オキシダントやPM2.5等において、健康被害が生じる恐れがある場合は、注意報等の発令や注意喚起の情報提供を行い、関係機関と連携し

	<p>て工場・事業場への協力要請等を行うことにより、被害発生を未然に防止します。</p> <p>さらに、アスベストにおいては、各種広報媒体の活用や関係団体との連携により、解体業者や施設管理者等に対する適正処理の周知に取り組むとともに、解体工事現場の監視・指導を行うことにより、アスベストの適正処理の推進を図ります。</p>
<p>✓ 水資源としての湖沼等の一部について、水質環境基準の未達成があることから、引き続き、良好な水環境を保全するため、汚濁負荷低減に努めるとともに、流域自治体と連携した生活排水対策を推進する必要があります。</p> <p>✓ また、公共用水域の水質保全のため、汚水処理人口普及率を向上させる必要があります。</p>	<p>○ 水環境保全対策の推進</p> <p>河川、湖沼等の公共用水域や地下水の常時監視を実施し、水質汚濁の状況を把握します。さらに、工場・事業場等の監視・指導を行うとともに、水質事故発生時には迅速・適確な汚染防止措置を講じます。</p> <p>また、生活排水に起因する水質汚濁を未然に防止するため、下水道、農業集落排水施設の整備を促進するとともに、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を支援します。</p>
<p>✓ 土壌汚染に適切に対応するため、引き続き、対策を推進する必要があります。</p>	<p>○ 土壌汚染対策の推進</p> <p>工場・事業場に対する有害物質の地下浸透防止に向けた指導を行うとともに、土地所有者等に対し、土壌汚染状況の把握、浄化等の措置が適正に行われるよう指導を行います。</p>
<p>✓ 悪臭及び騒音等の苦情発生時の迅速な対応及び適切な解決のため、引き続き、市町村と連携して取り組んでいく必要があります。</p>	<p>○ 騒音、振動、悪臭の被害防止</p> <p>市町村と連携し、自動車交通、新幹線及び航空機騒音等の定期的な調査の実施や工場・事業場への規制を継続して行い、地域住民から苦情があった場合は、迅速かつ適切に解決するよう市町村を支援します。</p>

1

2

1 (2) 化学物質の適正管理等

現状	
➤	「ダイオキシン類対策特別措置法」、「福島県化学物質適正管理指針」等に基づいて、化学物質の適正な管理に努めています。
➤	ダイオキシン類については、水環境・大気環境とも全ての調査地点で環境基準を達成しています。
➤	「PCB特別措置法」、「福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」等に基づき、PCB廃棄物の処分期間内の全量処分に向けて取り組んでいます。

2

課題	施策
<p>✓ 環境中のダイオキシン類濃度は、環境基準を達成している状況ですが、発生源施設で排出基準を超過する事案も確認されていることから、継続的な取組が求められています。</p>	<p>○ <u>化学物質による環境汚染の未然防止</u></p> <p>大気、水、土壌等の環境中のダイオキシン類などの化学物質の調査を継続して行います。また、工場・事業場への立入検査を行い、化学物質の取り扱いや排出状況を確認、指導することにより、排出量の抑制や化学物質による環境汚染の未然防止に努めます。</p>
<p>✓ 化学物質による人の健康や生態系への影響が懸念されている中、化学物質の流出事故等の事案が発生しており、環境への影響を未然防止する対策を一層強化する必要があります。</p>	<p>○ <u>化学物質リスクコミュニケーションの推進</u></p> <p>事業者に対するアンケート調査や企業訪問等を行い、化学物質の使用状況やリスクコミュニケーションの取組状況を把握するとともに、セミナーや事例発表会を開催することにより、リスクコミュニケーションの取組の普及・啓発、促進を図ります。</p>
<p>✓ PCB廃棄物は、人の健康及び生活環境に係る被害を防止するため、法令で定められている処分期間内に適正に処分する必要があります。</p>	<p>○ <u>PCB廃棄物の処分期間内の全量処分の促進</u></p> <p>PCB廃棄物、使用製品を保管等している事業者に対し、立入検査や文書指導を行うなど、対象毎に決められた処分期間内（高濃度PCBの業務用蛍光灯安定器等は令和5年3月末、低濃度の機器等は令和9年3月末）の全量処分に向け取り組みます。</p>

3

1 (3) 公害紛争等の対応

現 状	
➤	「公害紛争処理法」や「水質汚濁防止法」等の各環境法令に基づき、苦情発生時における県民への適切な対応を行うための取組を進めています。
➤	公害苦情件数は、震災直後に大幅に増加し、近年は減少傾向であるものの震災前の水準に戻っていません。

2

課 題	施 策
<p>✓ 工場・事業場に係る公害苦情発生時の迅速な対応及び適切な解決に努めていくことが必要です。</p>	<p>○ <u>公害苦情等への適切な対応</u></p> <p>地域住民から公害等に係る苦情があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかな解決に努めます。また、騒音、悪臭等市町村対応となる苦情については、迅速かつ適切に解決するよう市町村を支援します。</p>
<p>✓ 県や市町村の公害苦情処理において解決に至らず、長期化、紛争化した案件について、公害紛争処理法に基づき適切な解決に努める必要があります。</p>	<p>○ <u>公害紛争の迅速かつ適切な解決</u></p> <p>「公害紛争処理法」に基づき、あつせん、調停、仲裁を行い、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図るとともに、公害紛争処理制度の周知に努めます。</p>

3

4

1 (4) 大規模な開発行為への対応

現状	
➤	大規模な開発行為については、「環境影響評価法」や「福島県環境影響評価条例」等に基づき、自然環境や生態系の保全に配慮した開発行為が行われるよう環境影響評価を行っています。
➤	風力発電や太陽光発電など再生可能エネルギー事業の増加に伴い、環境影響評価書提出件数は増加傾向にあります。(令和元年度 8件)

2

課題	施策
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 規模が大きく、環境に影響を及ぼすおそれのある事業については、環境影響評価制度等を適切に運用し、環境の保全に十分に配慮して事業が行われるようにする必要があります。 ✓ 環境影響評価図書に対する知事意見について、地域の声を引き続き適切に反映できるよう制度運営を行っていく必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>大規模な開発行為への事前指導</u> 大規模な開発行為について、地元市町村並びに関係機関等と情報共有や連携のうえ、総合的な事前指導を行い、地域の自然的条件等に応じた適正かつ合理的な土地利用が図られるよう誘導します。 ○ <u>環境影響評価制度の適切な運用</u> 「環境影響評価法」、「環境影響評価条例」に基づく手続きが適切に行われるよう事業者に対して指導等を行います。また、提出された環境影響評価図書に対しては、市町村や住民等の意見を踏まえ、環境保全等の見地から必要な意見を述べます。さらに、「事後調査報告書」により、事業者が環境影響評価書に記載した環境保全措置が適正に行われたかどうか確認します。

3

1 5 あらゆる主体の参画による環境保全・回復活動の推進



5 県民の環境問題に対する意識は高まってきており、市民団体や事業者など多様な主
 6 体が、地域の環境保全・回復や環境教育に取り組んでいます。一方、原発事故の影響
 7 から屋外での環境保全・回復活動等が減少している状況もあります。

8 また、環境創造センター交流棟「コミュタン福島」では、福島で安心して暮らせる
 9 ように展示や体験研修を通じて放射線や環境に関する情報発信を行っています。

10

11 (1) 環境教育の充実及び参加と連携・協働の推進

現状

- 「福島県環境教育等行動計画」に基づき、環境教育の充実を図るとともに、県民、事業者、行政などあらゆる主体の参画の下、環境保全・回復活動を推進しています。
 - ・環境アドバイザーの活動状況 派遣回数 25 回、延べ 803 名受講（令和元年度）
 - ・地球にやさしい“ふくしま”県民会議の構成団体数 88 団体（令和元年度末時点）

12

課題	施策
✓ 県民、事業者などの環境問題への意識を高め、環境保全・回復活動への参加を促していくことが重要です。	○ 環境教育の充実と指導者の育成 放射線に関する正確な理解を促進するとともに、多様な場における環境教育の充実を図るほか、地域において環境教育を推進する指導者を育成します。
✓ 県民、事業者、行政などあらゆる主体が相互に連携していくことで、効果的に環境保全・回復の取組を進めていく必要があります。	○ 参加と連携・協働による環境保全・回復活動の推進 ふくしま環境活動支援ネットワーク等環境教育のネットワーク体制や地球にやさしい“ふくしま”県民会議の充実を図り、あらゆる主体の参加と連携・協働による環境保全・回復活動を進めます。

13

1 (2) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

現状	
➤	<p>「福島県景観条例」や「福島県景観計画」等に基づき、環境に配慮しながら、景観の保全・継承や環境美化に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の景観計画策定団体数 5市町村（令和元年度末時点） ・無電柱化された道路の延長 110.4 km（令和元年度末時点） ・春・秋県下一斉清掃（環境美化活動）参加人数 228,033人（令和元年度）

2

課題	施策
<p>✓ 市町村等と一体となって、豊かな自然景観や歴史的景観などの貴重な県民の財産を将来へ引き継いでいく必要があります。</p>	<p>○ <u>自然景観や歴史的景観の保全、継承</u></p> <p>良好な景観形成に不可欠な歴史的建造物等について、震災被害からの修復を進めます。また、「福島県景観条例」及び「福島県景観計画」に基づき、自然景観や歴史的景観を保全、継承するとともに、景観に配慮した公共事業を進めます。</p> <p>○ <u>景観形成活動の促進</u></p> <p>「景観法」に基づく市町村の景観行政団体への移行や景観計画策定に向けた支援を行うとともに、県民や事業者等の景観形成活動を促進します。</p>
<p>✓ 美しい景観を持続していくため、それぞれの地域における主体的な取組を促進していく必要があります。</p>	<p>○ <u>環境美化活動の促進</u></p> <p>自然と調和した美しい景観を持続させるため、県民、事業者等の環境美化活動の促進と環境美化意識の高揚を図ります。</p>

3

4

5

1 (3) 情報の収集・提供と発信

現 状	
➤	環境に関する正しい状況について理解を促進するため、情報の収集、発信に努めています。
➤	福島県環境創造センター交流棟「コミュタン福島」において、放射線に関する知識の普及や福島の環境の現状に関する情報発信等に取り組んでいます。令和元年度は97,523人が利用しています。

2

課 題	施 策
<p>✓ 正確な情報発信の取組により、引き続き、本県における環境の状況や環境保全・回復に関する施策について、より多くの県民・事業者等の理解を促進していく必要があります。</p>	<p>○ <u>情報の収集・提供機能の強化</u></p> <p>ホームページや環境白書の充実を始めとして、環境に関する様々な情報の収集・提供機能の強化を図ります。</p>
<p>✓ 省エネルギー活動等の効果を可視化するなど、分かりやすい情報の提供に努め、活動の促進を図る必要があります。</p>	<p>○ <u>分かりやすい情報の提供</u></p> <p>省資源・省エネルギーの取組について、自発的な活動の効果が実感できるようスマートフォンアプリにより「可視化」を図るなど、分かりやすい情報の提供に努めます。</p>
<p>✓ 原子力災害を経験した本県の正しい現状の理解の促進と風評の払拭に向け、環境放射線モニタリング結果等の迅速かつ分かりやすい情報の提供が必要です。</p>	<p>○ <u>国内外への情報の発信</u></p> <p>環境放射線モニタリングデータを始め、環境に関する正確な情報を国内外に向けて広く発信していきます。</p>
<p>✓ コミュタン福島の更なる活用を図るため、引き続き、教育関係機関への周知や学習プログラムの充実等に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>○ <u>コミュタン福島の活用</u></p> <p>コミュタン福島は、環境学習の拠点としての機能も担っており、引き続き、同施設を活用しながら、環境に関する様々な情報を集積・蓄積し、国内外へ向けて広く発信していきます。</p>

3

4

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11

第5章 各主体の役割

第1節 行政の役割

第2節 事業者に期待される役割

第3節 県民に期待される役割

第4節 福島を想う全ての人々に
期待される役割

第5章 各主体の役割

第1節 行政の役割

1 県の役割

- 県は、県内における環境の保全・回復に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 県は、環境の保全・回復を図る上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全・回復に関する施策を支援します。
- 県は、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全・回復に配慮した取組を率先して実行します。
- 県は、国や他の地方公共団体との連携・協力と国際的な連携・協力を努めます。
- （地球温暖化対策の視点について追記予定）

2 国が果たすべき役割

- 国は、環境の保全・回復に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- 国は、原発事故由来の放射性物質による環境汚染について、国の責任において必要な対策を講じ、本県の環境回復に取り組みます。
- （地球温暖化対策の視点について追記予定）

3 市町村に期待される役割

- 市町村は、環境の保全・回復に関し、当該市町村の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施するよう努めます。
- 市町村は、県及び国が実施する環境の保全・回復に関する施策に協力するよう努めます。
- 市町村は、一事業者、一消費者としての立場から、環境保全・回復に配慮した取組を率先して実行するよう努めます。
- 市町村は、環境保全・回復に関する知見を生かした国際協力などの取組を推進するよう努めます。
- （地球温暖化対策の視点について追記予定）

第2節 事業者に期待される役割

- 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講じます。
- 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるよう必要な措置を講じます。
- 事業者は、環境の帆炎上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることにより生じる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源などの環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めます。
- 事業者は、その事業活動に関し、環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全・回復に関する施策に協力します。
- (地球温暖化対策の視点について追記予定)

第3節 県民に期待される役割

- 県民は、学生・社会人・高齢者等それぞれの年代や職業等に応じて、それぞれの立場で、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴い生ずる環境への負荷を低減するよう自主的かつ積極的に努めます。
- 県民は、県や市町村、事業者と連携・協力して積極的に環境保全・回復活動を行うよう努めます。
- (地球温暖化対策の視点について追記予定)

第4節 福島を想う全ての人々に期待される役割

- 本計画に掲げる目標の達成に向け、県内はもとより、国内外の福島を想う人々の協力を得ながら、本県の環境の保全・回復に関する施策を推進します。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進と普及

第2節 計画の進行管理

第6章 計画の推進と進行管理

第1節 計画の推進と普及

1 計画の推進

- 県は、環境の保全・回復に関する各種施策の策定や事業の実施に当たっては、本計画との整合性を図ります。
- 県民、事業者、市町村、国などと連携し、計画の推進を図ります。
- 本計画の着実な実施を図るため、各種施策の実施状況を把握、評価し、計画の適切な推進を図ります。

2 計画の普及

- 本計画の目標を実現するためには、県民、事業者、市町村、国などの全ての主体が環境保全・回復のための自主的かつ積極的な取組を行うとともに、各主体の連携を図る必要があることから、各種の広報手段により、本計画の目的、内容等について周知を図り、各主体の積極的な環境保全・回復活動の実施及び連携を働きかけます。

第2節 計画の進行管理

1 計画の進行管理

- 毎年度、環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況（本計画における環境指標の達成状況を含む）を環境白書にとりまとめます。
- 環境白書をもって進行管理を行い、公表するとともに環境審議会へ報告します。

2 計画の見直し

- 今後の環境の状況の変化と社会経済情勢等に対応して、環境指標を始め、必要に応じて見直しを図ります。